

平成24年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月11日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○発議第 3号 板倉町議会委員会条例の一部改正について	7
○発議第 4号 板倉町議会会議規則の一部改正について	8
○同意第 1号 板倉町教育委員会委員の任命について	9
○同意第 2号 板倉町教育委員会委員の任命について	9
○承認第 6号 専決処分事項の承認について(平成24年度板倉町一般会計補正予算 (第6号))	10
○議案第41号 板倉町暴力団排除条例の制定について	12
○議案第42号 板倉町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定に ついて	13
○議案第43号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性 化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について	14
○議案第44号 板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正について	15
○議案第45号 平成24年度板倉町一般会計補正予算(第7号)について	16
○議案第46号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につ いて	35
○議案第47号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい て	36
○議案第48号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	38

○議案第49号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号)について	41
○散会の宣告	42
散 会 (午後 0時15分)	42

第2日 12月12日(水曜日)

○議事日程	43
○出席議員	43
○欠席議員	43
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	43
○職務のため出席した者の職氏名	43
開 議 (午前 9時00分)	45
○開議の宣告	45
○一般質問	45
青 木 秀 夫 君	45
秋 山 豊 子 さん	58
荒 井 英 世 君	68
延 山 宗 一 君	81
今 村 好 市 君	93
○散会の宣告	106
散 会 (午後 3時46分)	106

第7日 12月17日(月曜日)

○議事日程	107
○出席議員	107
○欠席議員	107
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
○職務のため出席した者の職氏名	107
開 議 (午後 1時30分)	109
○開議の宣告	109
○閉会中の継続調査・審査について	109
○町長挨拶	109
○閉会の宣告	110
閉 会 (午後 1時38分)	110

板倉町告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成24年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月7日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成24年12月11日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成24年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年12月11日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 発議第 3号 板倉町議会委員会条例の一部改正について
日程第 4 発議第 4号 板倉町議会会議規則の一部改正について
日程第 5 同意第 1号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 6 同意第 2号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 7 承認第 6号 専決処分事項の承認について
(平成24年度板倉町一般会計補正予算(第6号))
日程第 8 議案第41号 板倉町暴力団排除条例の制定について
日程第 9 議案第42号 板倉町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について
日程第10 議案第43号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第44号 板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第45号 平成24年度板倉町一般会計補正予算(第7号)について
日程第13 議案第46号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
日程第14 議案第47号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第15 議案第48号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第16 議案第49号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算(第2号)について

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 栗原実君

教 育 長	鈴 木	実 君
総 務 課 長	田 口	茂 君
企画財政課長	中 里 重	義 君
戸籍税務課長	長 谷 川 健	一 君
環境水道課長	鈴 木	渡 君
福 祉 課 長	永 井 政	由 君
健康介護課長	小 嶋	栄 君
産業振興課長	山 口 秀	雄 君
都市建設課長	小 野 田 国	雄 君
会 計 管 理 者	荒 井 利	和 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	根 岸 一	仁 君
農 業 委 員 会 長 農 務 局 長	山 口 秀	雄 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 野 田 吉	一 年
庶務議事係長	伊 藤 泰	一 年
行政安全係長兼 議会事務局書記	根 岸 光	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第113号をもって招集されました平成24年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。今年もはや12月を迎え、残り少ない時期となってまいりました。寒さも毎年のことではありますが、この時期に入りますと日増しに厳しさを感じる昨今でございます。また、本年は衆議院選挙もちょうど重なっておりまして、議員各位の皆様には何かとご多忙の中とは存じますが、過日の臨時会に続き、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

さて、国政の混迷が、結果として何も決められない状況を招いておりましたが、落ち込んだ日本の全ての原因がそこにあるとまで極論で言われ続けてまいったところでもあります。依然として日本を取り巻く状況や課題は、経済不況、外交の立て直し、あるいはエネルギー政策、災害復興、安全保障、TPP等々、さまざまにありますので、この選挙を通じ、よい方向に進むことを望むものであります。有権者にとっては、師走の慌ただしさに加え、何も決められない政治あるいは劇場型選挙への落胆や幻滅などから、最近の新聞報道では、2009年度あるいはその前の2005年度の90%近くあった関心度に比較し、今回におきましては79.5%と、大きく選挙そのものに対する関心度も低下しているようであります。

また、政党が離合集散し、12の政党が乱立するなど、どの党に、どの候補者に投票するか迷う状況もあると思いますが、大事な国政を担う選挙でありますので、与えられた1票の責任をしっかりと行使していただきたいと思っております。

町政におきましては、さまざまな事業が町民生活に直結いたしますので、常に申し上げてもおりますとおり、現実直視、生活重視あるいは町民目線で誠実にスピード感を持ってを心がけ、さらに事務事業を遂行してまいりたいと思っております。2期目就任の決意を今月広報12月号で述べさせていただいておりますが、八間樋橋の完成あるいは国道354号の開通、厚生病院、1市2町のごみ処理施設の関係あるいは生活道路の整備、役場新庁舎の建設などのハード面や、少子高齢化に伴う教育、医療、介護、福祉、産業などの活性化、そして何より水災害対策など、どれ一つとっても易しい問題ではございませんが、一生懸命対応を図っていく所存でございます。

また、自然や環境面では、ラムサール条約に登録となった渡良瀬遊水地、関東初の重要文化的景観あるいは県建設のメガソーラー、ヤマダ電機のスマートハウス、そしてさらに大きくしたスマニティタウン計画などが進行しておりますので、東洋大学や東洋大前駅を加え、自然と近代化あるいは環境に配慮したまちづくりに向け、進めてまいりたいと思っております。

また、企業誘致や商業施設誘致あるいは合併問題では、相手があることでありますので、結果があらわれよう引き続き努力しているところではありますが、先ほども申し上げました易しい問題ではございませんので、今後も事あるごとに議員各位のご意見、ご指導あるいはご協力をいただきながら、各般の事務事業を展開してまいりたいと思っております。

本定例会には、同意案件2件、承認1件、それから議案第41号から議案第49号を上程させていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。よろしくどうぞお願いします。

○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、陳情については、お手元に配付の陳情文書表にあるとおり、「建設事業量の増加」及び「館林土木事務所管内に本店を置く企業の指名」等要望書、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、平成25年度における農業施策の確立及び農林予算の確保に関する建議の合計4件が提出されておりますので、報告いたします。

次に、今定例会に付議される案件は、議会の条例及び規則の改正に関する議員発議2件、教育委員会委員の任命に関する同意2件、補正予算の専決処分承認1件、条例の制定議案2件、条例の改正議案2件、補正予算議案の5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

10番 秋山豊子さん

11番 荻野美友君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月22日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件については、1月22日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12月11日から17日までの7日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、議会の条例及び規則の改正に関する議員発議2件について審議決定を行います。次に、教育委員会委員の任命に関する同意第1号及び第2号について提出者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、それぞれの案件ごとに採決をいたします。また、承認第6号について提案者から専決処分事項の説明の後、審議決定をいたします。続いて、議案第41号から議案第49号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をし、第1日目の議事日程を終了します。

第2日目の12日は、一般質問を行います。

第3日目の13日は、午前に総務文教福祉常任委員会、午後に産業建設生活常任委員会を開催し、それぞれ所管事務調査を行います。

第4日目から第6日目までの14日から16日は、休会といたします。

最終日の17日は、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から17日までの7日間と決定いたしました。

○発議第3号 板倉町議会委員会条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、発議第3号 板倉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、提出者より趣旨の説明を求めます。

提出者、秋山豊子さん。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） それでは、説明させていただきます。

発議第3号につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、本町議会の委員会条例の一部を改正するものでございます。

発議第3号 板倉町議会委員会条例の一部改正について。標記条例の一部を次のとおり改正するものとする。平成24年12月11日提出。提出者、板倉町議会議員、秋山豊子、賛成者、板倉町議会議員、黒野一郎、同じく青木秀夫、同じく市川初江、同じく延山宗一、同じく川野辺達也でございます。

今回の委員会条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正により委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、委員会条例の改正を行うことといたしました。

改正の内容につきましては、第7条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同条に第1項、議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。第2項、常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。第3項、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するを加えるものとする。

なお、附則といたしましては、この条例は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書き中第109条の改正規定の施行の日から施行する。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○発議第4号 板倉町議会会議規則の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、発議第4号 板倉町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、提出者より趣旨の説明を求めます。

提出者、秋山豊子さん。

〔10番（秋山豊子さん）登壇〕

○10番（秋山豊子さん） それでは、引き続き説明させていただきます。

発議第4号につきましても、地方自治法の一部改正に伴いまして、本町議会の会議規則の一部を改正するものでございます。

発議第4号 板倉町議会会議規則の一部改正について。標記規則の一部を次のとおり改正するものとする。平成24年12月11日提出。提出者、板倉町議会議員、秋山豊子、賛成者、板倉町議会議員、黒野一郎、同じく青木秀夫、同じく市川初江、同じく延山宗一、同じく川野辺達也でございます。

改正の主な内容ですが、地方自治法の一部改正により、本会議におきましても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、会議規則の改正を行うことといたしました。

改正の内容につきましては、第14章、公聴会及び第15章、参考人の2つの章と条文が加わります。したがって、目次では第13章、懲罰、第14章、会議録を第13章、懲罰、第14章、公聴会、第15章、参考人、第16章、会議録に改め、第15章、議員協議会を第17章、議員協議会に、第16章、議員の派遣を第18章、議員の派遣に、

第17章、補則を第19章、補則に改めます。

また、第71条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めます。第17章中第120条を第127条とし、第17章を第19章とします。第16章中第119条を第126条とし、第16章を第18章とします。第15章中第118条を第125条とし、第15章を第17章とします。第14章中第117条を第124条に、そして第116条を第123条に、第115条を第122条とし、第14章を第16章とします。第114条の次に第14章、公聴会及び第15章、参考人に関する条文を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行する。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより発議第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命について

同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、同意第1号及び日程第6、同意第2号は、板倉町教育委員会委員の任命についてであります。一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、同意第1号及び第2号につきまして、その提案理由を申し上げたいと思います。板倉町教育委員会委員に関する人事案件でございますので、一括して提案理由をご説明申し上げたいと思います。

初めに、同意第1号でございますが、板倉町教育委員会委員であります増田靖夫君が平成25年1月18日をもって任期満了となりますので、これに伴う人事であります。

増田靖夫君は、板倉町教育委員会委員として平成21年1月19日から約4年間、その高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮され、その職務を遂行していただいております。適任者として引き続き増田靖夫君、生年月日、昭和19年4月18日、住所、大字岩田2374番地の3を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

次に、同意第2号でございますが、同じく板倉町教育委員会委員であります鈴木実君が平成25年1月18日任期満了となり、今任期をもって退職したいとの申し出があり、後任者の人事となるものでございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、鈴木優君、生年月日、昭和24年12月25日、住所、大字板倉1416番地を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を同じく求めるものでございます。

鈴木優君は、人格は高潔であり、昭和52年に奉職以来、平成22年3月に県立太田高校校長を退職するまでの34年間にわたり、教育現場の最前線で活躍されておりました。

以上、2名の方を提案させていただきますが、おのおのその経験に基づいた指導力、行動力を十二分に発揮し、その職務を遂行していただけたと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。これにつきましては、ただいま申し上げましたとおりでございますので、担当課長の説明は改めて申し上げます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、採決することにいたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより日程第5、同意第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意されました。

次に、日程第6、同意第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意されました。

○承認第6号 専決処分事項の承認について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、承認第6号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、承認第6号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認についてということでございます。平成24年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億9,327万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金に904万8,000円、前年度繰越金に186万7,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費を1,091万5,000円を追加するものでございます。

内容につきましては、衆議院議員総選挙が12月4日公示、12月16日投票日で決定したことによる衆議院議員選挙経費の専決補正を平成24年11月20日付で実施をいたしましたので、報告をするものでございます。

以上、平成24年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてご報告を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、承認第6号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第6号）、ただいま町長が申し上げましたとおり11月20日付で専決処分をさせていただきましたが、細部についてご説明させていただきたいと思えます。

歳入歳出の予算の補正につきましては、町長が申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ1,091万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,327万4,000円とするものでございます。

なお、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算によるものでございます。

では、先へ進みたいと思えますが、第1表につきましては、ただいま町長が説明申し上げましたとおりです。6ページ、事項別明細書の詳細説明書をお開きいただきたいと思います。こちら事項別明細書の歳入でございますが、今回の補正につきましては、15款県支出金、3項県委託金、1目の総務費県委託金で904万8,000円を追加するものでございます。説明欄のとおり、衆議院議員の選挙の委託金でございます。なお、この委託金につきましては、選挙人名簿の登録者数をもとに県が概算で算定している金額ということでご理解いただければと存じます。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目の繰越金ですが、186万7,000円の追加でございます。これにつきましては、今回補正予算に充当する財源とするものでございます。

次に、7ページをごらんになっていただきたいと思います。歳出でございます。2款総務費、4項選挙費、6目の衆議院議員選挙費で1,091万5,000円を追加するものでございます。内訳につきましては、説明欄をごらんになっていただきたいと思います。まず委員の報酬としまして78万3,000円、それから選挙事務、投開票等の従事者の手当としまして333万6,000円、それから事業費で234万5,000円、下へまいりまして、役務費で82万2,000円、それからさらに下へ行きます。選挙人名簿及び入場券作成委託料27万円、投票所の借上料4万8,000円、選挙用の備品購入としまして321万5,000円、それから選挙公報の配布交付金としまして9万6,000円を追加するものでございます。

なお、選挙用の備品購入費につきましては、投票用紙の読み取り分類機を購入するための予算措置でございます。これにつきましては、購入費用の9分の5を委託金から充当すると。これは選挙が国政、地方合わせて9つありますが、国政にかかわるものが5つございます。今回総選挙では、小選挙区、それから比例代表、それと国民審査、それに参議院議員の選挙では選挙区と比例代表、合計5種類の選挙がございます。地方の選挙は、ご承知のとおり町長選挙、それから町議会議員の選挙、それから県知事選挙、それと県議会の

議員の選挙と4種類、全部で9種類ありまして、そのうちの5つが国政に係るものでございますので、9分の5に相当する金額が委託金から充当できるという内容でございます。そういったことですので、今回の歳出の予算に対します財源の充当は、県の支出金として904万8,000円、それから一般財源の充当が186万7,000円という内容になってございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第41号 板倉町暴力団排除条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第41号 板倉町暴力団排除条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第41号の提案理由を申し上げます。

板倉町暴力団排除条例の制定についてでございます。本案につきましては、暴力団が暴力を背景とした資金獲得活動により、町民生活や社会経済活動に深く介入し、多大な脅威を与えることが懸念されるため、暴力団の排除に関し、町、町民、事業者の責務を明確にすることにより、町民一丸となって、安全と平穏な生活を確保することを目的に制定したいと考えるものでございます。特に、町民の安全確保につきましては、館林警察署と十分連携を図っていきたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。これにつきましては、担当課長の説明は予定しておりません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結します。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 板倉町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定に
ついて

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第42号 板倉町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく議案第42号でございます。板倉町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてでございます。

本案につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、本町においても法律の改正と合わせ、条例の制定が必要となり、制定をするものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第42号 板倉町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてご説明いたします。

今回の制定につきましては、平成23年に国の第2次一括法の公布に伴いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正をされたために制定するものでございます。

具体的には、市町村が一般廃棄物を処分するためには、処理施設については技術管理者の資格に関する基準を市町村が委任することになり、その資格を定め、条例を制定するものでございます。この技術管理者は、市町村が設置している施設については、維持管理に関する技術上の業務を担当させるために、この技術管理者を置かなければならないとされており、この資格基準については、廃棄物処理法に規定する技術管理者の資格を参酌しまして、条例で制定するものでございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第43号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第43号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第43号の提案理由を申し上げます。

板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。本案につきましては、群馬県の企業立地促進法に基づく基本計画の対象施設につきまして、引き続き固定資産税の課税免除を実施するため、条例改正を行おうとするものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

〔戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇〕

○戸籍税務課長（長谷川健一君） お世話になります。それでは、議案第43号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現行の条例につきましては、平成19年10月17日に同意を受けた計画を念頭につくられているため、平成24年10月17日以降、課税免除ができない作りになっております。そのため、それぞれの基本計画の同意の日から起算して5年以内に引き続き課税免除が実施できるように条例改正する必要性が生じたものでございます。今回基本計画の同意の日から起算して5年以内において課税免除が実施できるよう条例改正することによりまして、ニュータウン産業用地や町内進出企業に対して引き続き課税の特例として減免が適用できるという内容になっております。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。第1条、これは趣旨でございますが、その中で「変更があったときは、その変更後のもの。」の次に「以下「同意基本計画」という。」を加えるものでござ

います。

また、第2条、これは固定資産税の課税免除でございますが、その中の「平成19年10月17日から」を「同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から」に、「平成19年10月17日以後」を「同意日以後」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

2項としまして、この条例による改正後の板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例第2条の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議案第44号 板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第44号 板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第44号でございます。板倉町農産物直売所設置及び管理に関する条例の一部改正についてということでございます。

提案理由といたしましては、本案につきましては、標記条例につきまして、位置の表示が内郷土地改良事業の仮地番になっておりましたが、本年10月2日付にて土地利用のための分筆が完了し、地番が確定しましたので、位置の表示を変更するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、これについてはそれだけの変更ということでございますので、担当課長の説明は予定しておりません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議案第45号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第45号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第45号であります。平成24年度板倉町一般会計補正予算（第7号）についてとことでの提案理由の説明でございます。

本補正予算につきましては、第7回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,032万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億6,359万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に1,663万2,000円、県支出金に1,047万3,000円、寄附金に177万7,000円、繰越金に5億3,809万9,000円、諸収入に34万円、町債に300万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に5億46万1,000円、民生費に6,640万円、衛生費に191万1,000円、農林水産業費に424万4,000円、商工費に76万9,000円、消防費に1万6,000円、教育費に382万3,000円をそれぞれ追加し、土木費を730万3,000円減額をするものでございます。

以上、一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げましたが、細部についてはそれぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

〔企画財政課長（中里重義君）登壇〕

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第45号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第7号）につきまして、細部の説明をさせていただきます。

まず、今回補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億7,032万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,359万5,000円とするものでございます。なお、補正後の歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正です。こちらにつきましては、第2表、債務負担行為補正によるものでござい

ます。

次に、地方債の補正ですが、これにつきましては、第3表、地方債補正によるところでございます。

それでは、先に進みたいと思いますが、第1表につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

5ページの債務負担行為補正をお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正ですが、本補正予算では、ここがございますとおり、5件の債務負担行為補正を行うものでございます。内容的には、一般廃棄物の収集運搬業務委託料で、これは25年度に係るものでございますが、2,650万円。それから、板倉町資源化センター操業委託料としまして、同様25年度に係るものですが、2,870万円でございます。次に、戸籍関係が3件ございまして、1つ目がシステムハード・ソフトの賃貸借料としまして、25年度から29年度までの5年間に係るもので1,440万円でございます。次に、同システム保守委託料としまして、期間5年で860万円。次に、システムソフト使用料で、期間5年間で630万円でございます。

次に、6ページをお願いします。6ページにつきましては、第3表、地方債の補正でございます。今回の補正につきましては、公共事業等債、括弧の中のとおり、国営附帯県営農地防災事業にかかわるものでして、具体的には北部用水路の改修事業の事業量の増加に伴う地方債限度額の追加でございます。ここでは、限度額、規定が580万円でしたが、今回300万円を追加しまして、限度額880万円とするものでございます。

続きまして、7ページ、8ページを省略しまして、9ページをお開きいただきたいと思います。ここからが事項別明細の詳細説明書でして、まず歳入の部でございます。14款1項1目民生費国庫委託金で、補正額が今回1,655万4,000円でございます。内訳は、説明の欄をごらんになっていただくとおりですが、障害者の自立支援給付費の負担金、これは国庫の負担割合2分の1で925万6,000円の追加でございます。次に、下の欄、保育所運営費の負担金390万円の追加でございます。これにつきましては、民間保育所分ですが、やはり国庫の負担割合は2分の1でございます。次に、児童手当の負担金としまして339万8,000円の追加でございます。

次に、3項2目の民生費国庫委託金ですが、補正額が7万8,000円でございます。これにつきましては、基礎年金の事務費委託金の追加でございます。

次に、15款県費の支出金ですが、1項1目の民生費県負担金で753万円の追加でございます。内容的には、説明欄のとおり、障害者自立支援給付費の負担金462万8,000円の追加でございます。これについては、県負担割合が4分の1でございます。下の欄、保育所の運営費負担金で195万円の追加、さらに児童手当の負担金で95万2,000円の追加でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。2項3目衛生費県補助金ですが、補正額265万6,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄のとおり、浄化槽設置整備の事業費補助金ということでの追加でございます。

次に、5目の農林水産業費県補助金で28万7,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄のとおり、畜産環境確立事業費補助金ということで追加でございます。また、歳出のところでご説明をさせていただきたいと思います。

次に、17款寄附金、1項1目の一般寄附金としまして25万9,000円の追加でございます。内容的には、ふるさと納税関係での追加で、説明欄のとおりです。

次に、2目の指定寄附金ですが、151万8,000円の追加でございます。これにつきましては、指定寄附金、ふるさと納税としまして1万9,000円の追加、それから同様、指定寄附金ですが、福祉関係で100万円、それから西小の図書の購入関係で49万9,000円を追加させていただくものでございます。これらにつきましては、指定された事業の財源に充当するものでございます。

次に、11ページ、19款1項1目の繰越金でございます。今回5億3,809万9,000円を追加させていただくものでございます。

次に、20款5項3目の雑入ですが、34万円の追加でございます。内容的には、説明欄をごらんになっていただくとおりで、心身障害者の扶養共済年金収入の追加でございます。これについては歳出、障害者福祉のほうでまた説明させていただくこととなります。

次に、21款1項2目の農林水産業債で300万円の追加でございます。これにつきましては、先ほど第3表でご説明を申し上げたとおりでございます。

では、次のページをお開きいただきたいと思いますが、ここからが歳出の関係になります。細部説明する前に、今回の補正にかかわります人件費、それから光熱水費関係について、まず最初にご説明させていただきたいと思います。

今回の補正予算にかかわります人件費の補正につきましては、一般職員の給与、時間外手当、期末勤勉手当等、それから共済組合の負担金等に関するものでございまして、一般会計におきます補正内容をまず申し上げますと、正職員分で160万7,000円の減額をするものです。あわせまして、臨時職員分で3万円の減額、合計一般会計としますと163万7,000円の減額をするものでございます。反面、特別会計では、同額163万7,000円の追加となる内容でございまして、総体では増減が生じないと。これにつきましては、4月の人事異動による職員の配置がえ等に伴うものということでございます。

次に、光熱水費の補正の関係ですが、今回一般会計で395万円を追加するものでございます。内容的には、もうご承知のことではありますが、電気料金の値上げ、高圧受電では13.4%、それから一般受電で8.46%の引き上げに伴うものでございまして、電気料の追加としますと466万円を追加させていただくものでございます。それとあわせまして、今度は水道料でございますが、こちらにつきましては需要見込みの減少によりまして、71万円を減額する内容でございます。そういったことで合計しますと、実質395万円を追加させていただくという内容の補正となっております。そういったことでございますので、この後の説明につきましては、人件費、それから光熱水費関係の説明は省略をさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、13ページをごらんになっていただきたいと思っております。まず、2款1項13目の交通対策費ですが、こちら15節の工事費で74万円の追加でございます。これについては、説明欄のとおり、道路反射鏡の設置及び補修工事費としての追加でございます。

次に、16目基金費ですが、5億円の追加でございます。説明欄をごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、まず財政調整基金元金積立金としまして3億5,000万円、それから庁舎等建設基金元金積立金としまして1億5,000万円、合計5億円の基金積み立てをするものでございます。なお、この関係につきましては、もう少し説明させていただきますけれども、平成23年度決算におきます実質収支額が6億6,998万2,000円余ということでございまして、地方財政法第7条第1項の規定によりまして、この実質収支の2分の1を下

らない積み立てをすることとなっております。23年度の実質収支の2分の1の額を申し上げますと、3億3,499万1,470円という数字になるものですが、これと比較しまして5億円は2分の1を下らない額ということで、今回追加をさせていただくものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費ですが、こちらは23節繰出金で35万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄のとおり、国民健康保険特別会計への繰出金の追加でございます。

次に、3目の障害者福祉費ですが、1,916万6,000円の追加でございます。これにつきましては、補正財源の内訳をごらんになっていただくとおり、先ほど歳入で説明しました国庫の支出金、それから県の支出金、寄附金、諸収入等が今回補正の財源になるものでございます。内容は説明欄にありますとおり、まず在宅障害児の福祉推進事業費で34万円、これは心身障害者の扶養共済事業での追加でございます。次に、障害児(者)自立支援事業で31万4,000円の追加、それから3つ目の丸ですが、介護給付費の訓練等給付費1,851万2,000円の追加でございます。

次に、5目の後期高齢者医療費ですが、21万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、後期高齢者医療特別会計事務費等繰出金の追加でございます。

次に、16ページをお願いいたします。2項1目の児童福祉総務費で9万2,000円の追加ですが、これにつきましては、説明欄をごらんになっていただくとおり、放課後児童健全育成事業費補助金の過年度返還金としての9万2,000円の追加でございます。

次に、2目の児童措置費ですが、4,639万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄をごらんになっていただきたいと思いますと思いますが、民間保育所の保育委託事業としまして970万円を追加するものでございます。その内訳を申し上げますと、民間保育所の児童委託料が884万6,000円の追加でございます。その下、2つですが、国庫の負担金の過年度返還金として56万9,000円、それから県費の負担金過年度返還金として28万5,000円を追加するものでございます。

次に、子ども手当の支給事業ですが、こちらにつきましても3,139万円の追加でして、内訳は国庫の負担金過年度返還金で2,765万2,000円、それから県費の負担金過年度返還金で373万8,000円の追加ということでございます。この子ども手当関係につきましては、議員皆様もご承知のとおり、子ども手当関係の国の制度の改正等によりまして、現在児童手当に変わったわけですが、経過措置で金額に動きが出たということが原因でこのような返還金が生じたので、ご理解いただければと思います。それから、児童手当の支給事業、3つ目の丸ですが、530万円の追加でございます。

次に、17ページをお願いいたします。3目の保育園費ですが、15節工事請負費で21万円の追加でございます。これにつきましては、板倉保育園駐車場外灯新設工事費として21万円を追加するものでございます。具体的な内容を申し上げますと、旧文化財資料館解体後の跡地につきましては、園児の送迎用の駐車場としての利用等も図っております。そういった中で、照明関係が不足をしているのではないかとという要望がございまして、安全を図るという意味合いで3基の外灯の設置するための追加でございます。

次に、18ページをお願いします。3項国民年金費の1目国民年金費ですが、こちらにつきましては18節備品購入費で7万8,000円の追加でございます。これにつきましては、歳入で申し上げましたとおり、国庫の委託金が財源になるものでございまして、ねんきんネット照会用端末機の購入費としての追加でございます。

次に、19ページをお願いします。4款1項1目保健衛生費ですが、こちらにつきましては19節負担金、補助及び交付金で541万8,000円の減額でございます。これは、説明欄、下の丸ですが邑楽館林医療事務組合負担金の減額でございます。

次に、2目の予防費で30万円の追加ですが、説明欄のとおり、特定不妊治療費助成金の追加ということでございます。

次に、8目の環境衛生費で396万8,000円の追加ですが、19節負担金、補助及び交付金で396万8,000円の追加でございます。内容的には、説明欄のとおり、合併浄化槽の補助金の追加、それから浄化槽エコ補助金の追加ということでございます。これについては、財源としますと県支出金が265万6,000円充当されるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。2項2目の塵芥処理費ですが、283万5,000円の追加でございます。これは委託料でして、可燃性粗大ごみの処理委託料の追加でございます。

次に、21ページ、6款1項2目の農業総務費でございますが、こちらにつきましては、説明欄、下の丸をごらんになっていただきたいと思っております。農用地の利用集積促進事業で、25万5,000円の追加でございます。

次に、3目の農業振興費でございます。これにつきましては、負担金、補助及び交付金で28万7,000円の追加でございます。説明欄にありますとおり、耕畜連携堆肥流通支援補助金の追加ですが、具体的には大荷場麦作組合が肥料散布機を購入する事業への補助金ということでして、事業費総額の3分の1が県単の補助金として交付をされるということでございます。これにつきましては、町の財源充当はございません。県からの支出金をそっくり補助金として支出するという内容でございます。

次に、5目の農地費で335万2,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄のとおり、国営附帯の県営農地防災事業での町負担金の追加でございます。これも第3表の地方債の説明のときに申し上げましたとおり、北部用水路の事業量の増加による追加負担でございます。

次に、22ページをお願いします。7款1項4目の観光費で36万9,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄のとおり、レンタサイクル事業での追加でございます。いわゆる貸し自転車が現在67台ございますが、この67台のあらかたが平成10年7月に取得をしたものですので、取得から14年を経過している状況でございます。これまでこれといった補修等もせず使用してきておりまして、大分タイヤとかブレーキ関係の劣化が進んできているということから、今回タイヤの交換あるいはブレーキワイヤー等の修繕を行うための予算の追加ということでご理解いただければと思います。

次に、23ページをお願いします。8款4項3目の下水道費で793万3,000円の減額でございます。これにつきましては、28節繰出金の減額ということでございます。

次に、9款1項4目の防災対策費で1万6,000円の追加でございます。これについては、委託料ですが、水防センター保守点検委託料の確定による追加ということでございます。

次に、24ページをお願いします。10款2項2目の教育振興費で51万円の追加でございます。これは18節備品購入費での追加で、歳入、寄附金のところでご説明を申し上げましたとおり、寄附金50万円の財源としまして、図書を購入を進めるための追加でございます。

次に、25ページへ参りますが、下の欄、10款4項2目の文化財保護費でございます。こちらにつきましては、19節負担金、補助及び交付金で9万2,000円の追加でございます。これは、説明欄、一番下の丸印の文

化財保存活用事業での追加でございます。具体的な内容を申し上げますと、大同山宝福寺でございます性信上人座像の説明看板の設置費補助金の追加ということでございます。

次に、26ページをお願いします。4項4目青少年教育総務費ですが、19万4,000円の追加でございます。これにつきましては、23節償還金、利子及び割引料での追加ということですが、これは説明欄のとおり、放課後子ども教室推進事業費等補助金の過年度返還金の追加でございます。

次に、1つ飛ばしまして、7目の南部公民館費でございます。こちらにつきましては、13節の委託料での追加9万5,000円ですが、浄化槽清掃委託料の追加でございます。

以上でございますが、28ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書ですので、こちらについてはご確認いただければと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

10時30分より再開いたします。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。何点かお聞きしたいと思います。

5ページの債務負担行為の補正ですが、まずこの中で一般廃棄物、それから下の資源化センターの操業委託料、この2点ですけれども、来年度、限度額が2,650万円ということですが、24年度の数字でいきますと2,600万円、ですから50万円の増となった理由をお願いします。

それから、資源化センターの操業委託料、25年度が2,870万円、24年度が3,150万円とかなり減っていますけれども、この辺の理由です。

それから、15ページ、障害者福祉費ですが、この中で一番下の介護給付訓練等給付費1,851万2,000円の追加ということなのですが、これはどういった内容か、お聞きしたいと思います。

それから、19ページ、環境衛生費、浄化槽エコ補助金事業、これが200万円の追加、これは当初予算でいきますと、たしかゼロだと思ったのですけれども、今回200万円の追加ということで説明をお願いします。

もう一つですが、20ページ、塵芥処理費で粗大ごみ処理事業で、これが283万5,000円の追加ということで、当初約400万円の予算だと思うのですが、半分以上ですか、かなり追加されていますので、粗大ごみを今後見込んでか、もしくは現状でかなり増えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 初めに、一般廃棄物の収集運搬の業務委託料が増えた理由ですが、25年度

につきましては、収集の日数が1日、24年度に比べまして増えております。具体的に申し上げますと、生ごみが207日、可燃ごみも同じです。去年が206日、その増でございます。

それと、資源化センターの操業委託料、当初三千何万円ということでしたが、24年度の委託の契約、これが2,860万2,000円ということで、現在、来年の3月まで契約していますので、それに合わせまして2,870万円という予定で上げさせていただきました。

それと、エコ補助金の200万円追加ですけれども、要するに単独の浄化槽を取りかえますと、県の補助金が1基当たり10万円ということで、もう使い切ってしまうております。24年度も県では、またそれを県から支出するというので、20基分、その10万円ということで補正を上げさせていただきました。現在も結構申請が来ておりますので、その見込みということで上げさせていただきました。

それと、粗大ごみ関係ですが、ここのところ非常に亡くなる方が多くて、布団とか家具、そういうものの量が非常に多くて、委託料がもう夏ごろまでに足りない。そういう現象が起きておりまして、今後その不足分ということで、粗大ごみにつきましては約50トンを見ております。それに伴う不足分ということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 先ほどの介護給付訓練等給付費1,851万2,000円の追加ということですが、これは障害者のための介護給付費、訓練等給付費でございます。主に増加した要因でございますけれども、介護給付費の中の生活介護、生活介護と申しますと、障害者の方が日中、そういったサービスを提供する施設に行きまして、昼間入浴とか排せつ、または食事の介護をしていただくと。そういった中で、創作的な活動もしますし、または生産的な活動もする場所となっております。この生活介護の利用者数が、去年は25名程度で推移していたわけですが、24年度に入りまして30名、約五、六名の利用者が増加しております。この1名に対しましてかかる費用が月20万円となりますので、かなりの費用がかかるということで、1,851万円の追加となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

[[「はい」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） ほかに。

延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 5番、延山です。16ページ、児童措置費として民間保育委託事業884万6,000円ということで追加されております。非常に園児が増ということもあるのかなと思うのですが、委託された内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 民間委託料の増加ですが、年度当初は、主にゼロ歳児について、そらいろのゼロ歳児が約ですが、5名と少なかったわけですが、年度途中の入所が徐々に増えてまいりまして、11月

現在ですと、ゼロ歳児が17名。ゼロ歳児の委託費にかかります費用が一番高くなっておりまして、11年度では、ゼロ歳児を預かりますと、1名につき保育単価が15万300円、これは国基準ですけれども、保育単価が決められております。そういった中で、ゼロ歳児の途中入所が増えたのが主な要因と考えられます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） ほかに。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 13ページの交通対策費の中で、道路反射鏡、これはカーブミラーなのでしょうか、と思うのですが、私はカーブミラーではなくて反射板という、よく道路の、何というのか、縁石というのか、そのところについて光っている、あれのことなのですが、つけるときには町で調査をしてつけているのか、それとも近隣の町民の方の要望があってつけているのかということが1つと、それから反射板が劣化した場合に、常に調査をして、そして劣化しているところは取りかえたり、そういうのをしているのかな、どうなのかとっております。そこを聞きたいと思います。ここに反射板が必要だなというところには余りついていないで、ここは大丈夫なのではないかしらというところについているような、そういう気もいたします。また、反射板ではなくて、塗料で反射をする、そういうのもあるのですが、あの塗料は、昼間も光りますが本当は夜そこが光ってもらいたいのに、それが近くまで行かないと、塗料が塗ってあるなというのがわからないというか、その辺をもう少し明快にさせていただくと交通事故を減少するにも役に立つのかなと思います。その辺お聞きしたいと思います。

それと、19ページの特定不妊治療費の助成なのですが、受けられている方は何名ぐらいいるのか。追加が30万円ということですので、何名ぐらいを予定しての追加で、板倉町として不妊治療費の助成を申請している方が何名ぐらいいるのかお聞きしたいと思います。その2点です。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

〔総務課長（田口 茂君）登壇〕

○総務課長（田口 茂君） 反射鏡と反射板の関係ですけれども、所管が一部違うところもあるのですが、一括して答えさせていただきます。

基本的には、反射鏡については、地域の要望があったところにつけているという状況です。それとあわせて、通学路等の、点検を今年もやりましたけれども、そういうときに気のついたところについては、やはりつけていると。加えて、劣化して、同じように、場所によっては倒れてしまったとか、そういう情報が寄せられたときには、こちらからも出向いて直しているという状況です。

それと、反射板につきましては、おおむね道路を建設するときに合わせてつけているのが現状だということですので。したがって、それらについて、やはり同じように昼間気がつくようなところで、劣化しているというところで気がつければ直しますが、なかなか夜間に状況は見られないという状況がありますので、それらも含めて地域の声も聞かせていただければありがたいと思っています。したがって、できる限り町の職員も目を向けて見るようにしますが、地域の方のお声もいただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、19ページの予防費30万円の追加につきましてご説明申し上げます。

不妊治療費につきましては、お一人年間10万円を限度としております。11月末現在で3名の方が申請し、補助金を交付しております。今後、3月末までで1名の方が確定しておるのですけれども、残り2名ということで、計3名の方の追加分として30万円を追加させていただくというような計画でおります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 反射板にしてもなのですけども、この辺は少し一回巡回して見ていただければなと思います。本当に、ああ、ここに付けてもらいたい、私も終わったらまた話したいと思いますけれども、付けてもらいたいなというところにはついていないので、それがあれば、大きな道路から右に左にと入る、そういったところにほとんどついていきますけれども、ここに欲しいというところがなかなかついていないので、それがあればとても楽ではないかなと思っていますので、お願いします。

それと、不妊治療ですけども、年間に10万円が町から出ますということで、不妊治療を受けようとする方は、県とか国とかの補助もあると思いますが、その1回限りというのは、不妊治療を続けて最終的に結果が出た、それに対しての1回限りということでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） この不妊治療費の助成につきましては、治療を行ったということに対する助成でありまして、結果、残念な結果になっても治療費については補助するというようなことになっております。年10万円を限度として5年間の限度額、5年間を治療費として補助金を出すというようなことになっております。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

「はい」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 2番、今村です。1点だけ聞きたいと思います。

13ページの基金費、5億円の基金の積み立ての関係ですが、財調が3億5,000万円、庁舎建設基金が1億5,000万円ということなのですが、庁舎については27年度に着工予定というスタートを切っているわけですので、できれば庁舎建設基金についてはもっと積み立てをしておくべきだと前から考えておりますので、なぜ1億5,000万円なのか。枠があってできない、5億円のうちの財調については幾ら積まなくてはならないという一つの枠があるのか、ないのか。なければ、できるだけ多く庁舎建設基金に積み立てておくべきだと思っています。あとは、27年度に着工までに、現在の計画でいくと庁舎建設基金については着工の時点で幾らぐらい見込んでいるのか。ほかの市町村の例を見ますと、裕福な町については、毎年庁舎建設基金を積み立てて、全額建設事業費を庁舎建設基金から賄っているというところもあるのですが、最低でも事業費の

2分の1ぐらいは基金を確保しておくべきかなと思うのですが、その辺も含めて着工までの予定額と、今回1億5,000万円、もっと積み重なったのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 基金の積み立ての仕組みと申しますか、これについては先ほど補正予算の説明の中で申し上げましたとおり、実質収支額の2分の1以上を積み立てなさいという規定がございます。その中で、ではそれぞれ細かく財調にどれだけとか、そういった決まりはないということでもあります。今回財調に3億5,000万円、それから庁舎の関係で1億5,000万円としたところについては、まず財調については、ご承知のとおり、財源が不足したときには何にでも財源充当できると。庁舎等の建設基金については、当然目的基金でありますから、それ以外には充当はできないと。確かに議員が以前からおっしゃっているとおり、当然庁舎の建設ということであれば、当然の費用もかかりますから、財源の確保ということでは庁舎建設基金にもう少し積みればという考えは我々事務方としても持っております。ただ、今回3億5,000万円の1億5,000万円とさせていただいた一つの理由としますと、今選挙中でございますけれども、25年度の地方財政計画、それからそれに伴います、いわゆる地方交付税の予算枠、それと臨時財政対策債の発行限度額、この辺の見込みが非常に不透明でございます。これまでいろいろな報道の中では、国が国家公務員の給与カット7.8%ですか、これもあわせて地方にも何かやれというような話が出てきそうな雰囲気もありまして、それに伴って財務省は、地方交付税を減額するというような、そんなことを一時報道で見たり聞いたりしておったわけです。そんな中で、とりあえず財調に3億5,000万円を積むということは、25年度の当初予算編成に当たっても、そこそこの弾力性を持たせる必要があるかなという判断で3億5,000万円とさせていただいたと。しかしながら、庁舎建設の基金も蓄えていかなければならないわけでありまして、そういったことで最大で積み立て可能な金額が5億円程度は可能だろうという中で、残りの1億5,000万円を庁舎建設基金に回させていただくという考えで今回補正予算を計上させていただいています。

実際どれぐらい、庁舎建設基金に積み立てができればいいのかという、確かにこれは一つのポイント、鍵になるのかなと思っております。現在、ご承知のとおり、庁舎建設の検討委員会でいろいろ検討していただいております。建物の規模、それから敷地の面積等について、これまで検討していただいておりますけれども、具体的にどれぐらいの予算が必要になるか。明和町とか邑楽町の事例を参考にさせてもらいながら、いろいろ内部的に検討はしておりますところでございます。1つには、議員がおっしゃるとおり、事業費の2分の1程度は基金で積み立てができると進めやすいのかなとは考えておりますけれども、あわせて財政調整基金についても、今回この補正予算決定していただければ、今年度末で現在高見込みが16億5,000万円程度になる見込みです。そういった中では、できれば庁舎建設基金も10億円程度ぐらいは積みればいいなと思っておりますが、そこまでいかないにしても、財調がもう少し延ばせるとすれば、その部分も充てて何とか、いわゆる自己資金的な部分、一般財源の充当の部分では賄えるのかなと。

あわせて、庁舎建設のための地方債の発行でございますけれども、これについては旧総務省基準が撤廃されていますので、総事業費の75%までは起債対象になるような仕組みに変わっています。ということでありますので、以前よりは、起債による財源の確保も多少緩やかになったのかなと。これは借り入れですから、返さなければいけないですけれども、そういったことで多少そういう財源手当も以前よりは、地方自治体に

幾らかの裁量権が拡大されたのかなという状況がございますので、その辺をいろいろ勘案しながら、最終的には財源を確保していくことになろうかと思いますが、おっしゃるとおり、もう少し庁舎建設基金も積み立てができるように今後努力をしていきたいと考えています。27年度を目指すということで来ておりますけれども、まだこれから建設場所等について検討委員会でも検討していただくことになりますので、その位置によっては建設までの期間がどれぐらいかかるか、位置によっては長くなったり、短くなったりするのかなというような想定もしておりますので、そういったところも含めて、今年度いっぱいには検討委員会から検討結果の報告を出していただくということで進めさせていただいておりますので、その辺の内容を見ながら、さらに精査していければと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 枠がかかっていないのだとすれば、私はもっと積み立てるべきかなと。確かに事務方とすれば、財調は何でも使えるから使い勝手が非常にいいのですけれども、目的基金についても、緊急性があれば、議会の承認を得れば、これは使えるのですよね。だから、もう庁舎という大きな目的がここできているわけですから、もうちょっと、あと1億円ぐらいは積み込んでもいいのかなという気もするのです。そうでないと、やっぱり起債の枠が撤廃されてという話もありましたけれども、あくまでも起債、借金ですので、できれば基金をしっかり積んで、町民に対しても、これだけいろんな節約をして基金ができたので庁舎をしっかりつくりましょうと。どこのうちでもやっぱりローンだけに頼って建物を建てるというのは非常に厳しい話になりますので、一般町民感情からしても、やはり基金はある程度無理をしてもしっかり積んで、それで町民の理解を得て庁舎を建設すると、私はこういうのが理想だと思いますので、今回はもう補正予算できてしまっていますのでいいのですけれども、折を見て、次の年、また27年までには、ちょっと無理をしてもしっかり積むべきということを提言させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 7番、黒野です。幾つか細かい話でございますけれども、よろしくをお願いします。

21ページ、農業振興費の関係で、県の補助金で28万円何がしが大荷場のほうに補助金として行く数字でございまして、この県の補助金をそういった団体に渡しているわけですが、では何を補助金として、一部で28万七千円幾らですけれども、何を買ったとか、そういったものがあれば町当局に報告とか、そういうのがあるのか。今までもいろいろ聞いておりますけれども、その辺のところも差し支えない程度で結構ですから、お願い申し上げます。

それから、22ページ、先ほどレンタサイクルの関係でございましたけれども、もう14年余りの中で、そういった設備等がなく、36万9,000円という、先ほどの話にタイヤ交換とか、そういった話もありましたけれども、レンタサイクルにつきましては、総合計何台ぐらい今現在あるのか。そしてまた、わかる範囲で結構ですけれども、1日、土日が特に中心でしょうけれども、何台ぐらい利用しているか。その中で、100台あってもほとんど使われていない。しかしながら、二、三十台ぐらいということになれば、やはりタイヤ交換よりも新しくするほうが、今自転車安いですから、購入して、20台とか10台ずつ購入していったほうが、予算的にも利用する価値があって長もちするのではないかなと思います。

それから、先ほど今村議員さんが話した庁舎の関係で、中里企画財政課長が話した検討委員会と。その中で、来年3月ごろまでは検討委員会が整って、その後もまた違った別の委員会ができると思いますけれども、検討委員会はどの辺のところまで具体的に回答して、結論というのか、内容を定めるのか。というのは、検討委員会は土地だけの購入も含めた、土地だけの選定までなのか。いや、建物の内部とか、そういったことも検討委員会でなされて結論を出すのか。そして、その次の段階のステップの、次の委員会に入っていくのか、その辺が、進捗状況がわかればお願いしたいと思います。何か検討委員会ですと、いろんな話が来てまして、土地だけの検討しながら次へ進むかという話も聞いていますけれども、その辺ひとつ、わかる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、先ほどの補助事業の関係からご説明をさせていただきたいと思えます。

今回補正で上げさせていただきました補助事業につきましては、県単の事業ということで、県費の補助が入っている事業でございます。農家の方から、経営の状況によりまして、さまざまな農業機械、こういうものが欲しいとかというような、それぞれの考え方を町に一度相談に来られます。その相談の内容によりまして、基本的にはまず国庫補助、国の補助事業で、対応が可能かという検討をいたします。その後、そこで要件が整わないとか、規模的にも満たないという部分であった場合は、県単の補助事業という形で対応しております。その中で、今回畜産の環境確立の補助事業ということで、こちら県単の3分の1の助成ということでありまして、内容につきましてはマニアスプレッダーということで、肥料の散布機になります。もちろんこれは法人でやっている事業のホールクロープサイレージ、WCSだとか、それから加工米、水稻関係、小麦、それから野菜、このそれぞれのものに使えるというような内容で申請が上がっておりまして、これに対して今回補正で対応していきたいという内容でございます。ですから、それぞれ農家の方から、主に認定農業者の方が多いのですが、そういうご相談を受けて、それによって町でまた県と相談をしているという状況でございます。

それと、続きまして、レンタサイクルの関係でありますけれども、こちら現在、先ほど中里課長のほうからもありましたが、67台、町で保有しております、年数はたっております、今回その中のタイヤが摩耗したということで、それを補修というか新しくかえたいというような内容でございます。レンタサイクルにつきましては、昨年、23年度が、総数で760人、人数的に760名というようなことでありまして、これは有料の部分と、それから無料の部分も含めておりますので……失礼しました。560ですね、失礼しました。560人分というようなことで動いております。今年度につきましては、まだ10月末というような状況でございますが、有料、無料合わせて、今年度は457名の既に利用がございまして、それなりの利用料収入というものはあるのですが、やはりこれも新しく自転車をまめにかえていくほどの収入ということではありませんので、あくまでも維持していくという中での収入ということになります。ここのところ利用の状況もどんどん上がってきているという部分がありますので、今回事故等の防止も含めてタイヤを新しくするものと、それから修繕というものを補正で上げさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 庁舎の基本計画検討委員会の内容でございますが、これまで、いわゆる庁舎に必要な機能はどういったものがいいのか。いわゆる防災対策の設備とか、それから災害対策のための設備あるいは町民の、いわゆる利用しやすい庁舎、そういった内容で、庁舎としてどういう内容であるべきかを検討してもらっています。それとあわせて、庁舎の大きさ、床面積をどの程度にするべきか。それとあわせて、庁舎の敷地としてはどれぐらいの面積が適当、妥当なのか、そういったところまで現在検討してもらっています。今後建設の位置について検討していただくような計画でございまして、単にどこに場所を決めるのかだけの検討ではありませんので、その点は誤解のないようお願いしたいと思います。この関係で基本計画の検討委員会を設置する前には、議員協議会でも議員の皆様方に、その内容、考え方についてはご説明したこともありますし、現に議会の代表の方にも検討委員に入ってもらっておりますので、その点については参画されている議員の皆さんはよくご承知のことだと思いますので、その点もあしからずお願いしたいと思います。

とりあえず、先ほど申し上げましたとおり、今年度いっぱいには基本計画の検討結果の報告をいただくという考え方で進めておりますけれども、その後の手順としますと、いわゆる建設委員会なるもの、これは仮称としてお聞きいただければと思いますが、建設委員会なるものを設置していくということになると思っております。その建設委員会で何を進めるかと申しますと、庁舎の基本設計を組むと、おおむねの事業費が見えてくるかなというところがございます。そういった作業が出てくると、さらには、工事を発注するための詳細設計、そういったステップを踏んでいくことになるかと思っております。いろいろまたその段階では、検討委員会で結論を出していただいた基本計画を元に基本設計をするということがございますから、まだまだこれから庁舎の建設に関しては、いろんな皆様方の意見を聞かせてもらいながら最終的な設計、詳細設計にかかっていくという、そういう段階、段取りになってくると考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 今、中里課長が話された、私が先ほど来年の3月まで検討委員会が最終的にいろいろと検討するという話でございましたけれども、私も先ほど土地だけなのかという話をしましたけれども、そんなことは百も承知で話しているのです。まさか土地だけを3回も5回も検討委員会で会議をして、そればかりを話しているわけではないでしょうけれども、しかしながら、では検討委員会で建物、先ほど多くの人たちが利用しやすいような建物という話をしましたけれども、ではある程度設計は別にしても、こんなような感じですよ、こういう感じですよという話も検討委員会ではなされているのかということも、もし進捗状況でお答えいただければと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） これまでの検討の中では、利便性を図るという上ではどういった、例えばどんな部屋をつくれればいいのか、そういった検討はしてもらいまして、例えば今の庁舎見ますと、何か

相談事で見えた方との相談をする部屋もないような状況であるのは議員もご承知と思います。そういった面では、いわゆる個人のプライバシーを守れるような相談室をつくるのか、あるいは事務室については、役場へ用事があって来た方が、窓口をあっちへ行ったり、こっちへ行ったり極力しなくて済むような、そういった窓口の配置あるいは最終的には役場の内部の、課なり係の配置も当然そこへかかわってくるのだと思いますけれども、そういった面では、余りそういう行ったり来たりがないような、課、係の配置ができるような事務室のつくり方というのですか、そういったものが望ましいと。そういうところまでの検討をいただいているということでありまして、ですからそれが基本的な考え方として報告として出されてくれば、今度それをもとに次の段階で建設委員会を、恐らく、先ほども申し上げましたけれども、設置して、その建設委員会の中で基本計画で一応まとめられた内容について、それを実現するためには、こんなつくり方にしたらいいのではないかとか、そういった議論を今後していただくというような、そういう手順で今後進めていきたいと考えています。ですから今の検討委員会の進捗状況を概略申し上げますと、今言ったようなつくり方について、こんなものを取り入れたらいいのではないかとか、そういったところはある程度の方向づけはもらっています。

それとあわせて、建物の床面積も、明和町とか邑楽町の庁舎も視察していきまして、そういった視察の結果をもとに、いろいろ検討していただき、大体これぐらいの面積と。面積で申し上げますと、床面積で5,000平米程度を限度とすることでもいいのではないかとというような方向で前回は結論を出してもらっています。それとあわせて、敷地ではありますが、これは建物をのせるほかに車庫とか、一部倉庫も多分必要になると思いきまして、そういったものも勘案をしながら、駐車場のスペースもしっかりとらなければいけないということ。それから国の指針の中では、緑地面積をある程度、20%程度とれとか、そういった目標値もありますので、そういったものを全て勘案していきますと、1.5ヘクタール程度は必要だろうというところまでは、これまでの検討の中では方向づけはいただいているという状況でございます。ですから、今度はそういった面で、これまで庁舎としてどんな機能を確保する必要があるとか、そういったものの方向づけはいただいていますので、そういったことをもとに、その要件を満たせるとしたときにはどこに建設をするのがいいのかという内容で、今後検討委員会でいろいろ検討しながら方向を出していただければというようなところが現状までの進捗の状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 私が理解するところだと、中里課長が話している検討委員会というのは、かなり進んで、中身の濃い検討委員会かなと思いますけれども。そうしますと、今検討委員会では、中里課長が、口頭ではなく簡単な図というのか、設計は別にしましても、こんなのかという口頭を含めながら、簡単な見取り図ではないでしょうか。その辺もしわかればというか、出しているようでしたら出している。いや、口頭だけで説明しているのですよというのがわかれば、ひとつお願いします。

〔議長、ちょっといいですか。補正の審議と直接、今の検討委員会の話ですけれども、補正の審議と直接関係ないんで、これ別の機会にこの関係は議論したらどうでしょうか〕 と言う人あり〕

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 一応関連で、3回目までの質疑ということで、これを許します。

中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） これまでは当然口頭だけではなくて、それなりの資料をもって皆さんに検討してもらっています。ただ、図面的に、板倉のこの役場の庁舎をこんなふうにしたいとかという、そういう図面は全くこれまでつくったこともありませんし、したがって出していないと。ただ、視察先の明和町役場と邑楽町役場については、先方でつくった庁舎のパンフレット等に図面入ってますから、そういった資料については検討委員の皆様にお配りしています。それとあわせて、これまで私が申し上げたような内容による資料、これはいわゆる文字と写真、例えばよその例だとこんなのがつくり方としてありますよというような、そんな参考になるような写真と文字でつくった資料、それは当然出しています。ですから、隠すものでもありませんし、もしお入り用でございましたら、申しつけていただければいつでもお出しできますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君に申し上げますが、この件に関しましては、この14日に庁舎建設に関する提言書をまとめるための会議、添付資料として送付してありますので、よくごらんになっておいてください。

ほかに質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 9番の青木です。先ほどの庁舎の建設に関連したことも含めて、さっき荒井さんから何か指摘がありましたけれども、補正予算でも何の予算でも、何事も関連づければ、みんな関連しているわけですから、多少でもかするぐらいひっかかっていれば聞いても、せつかく時間があるのだからいいのかと思って聞かせてもらいますけれども、国会なんかの予算委員会なんていうと、予算なんてあさってのほうへ行ってしまうと、何か個人のスキャンダルとか、何かそんなことばかりが99%で、聞いていると予算のことなんて一言もやらずに終わってしまっていると。私も暇だからよく見ているのですけれども、あれこそ本当に予算委員会と言えるのかなと思って、予算のことなんてあっちのほうへ置いておいて、それで個人攻撃ばかりみんなやって、また今度は与野党が逆転すれば、お互いにまた攻守とところかえて、野球の試合みたいなもので、同じことをやるのでしょけれども、だから多少、少し拡大して質問させてもらってもいいのかなと思うのですけれども。

それで、その庁舎の建設のことについて、先ほど今村さんから指摘があったように、庁舎の建設資金の財源の問題について、先ほどの中里課長の説明に対してちょっとお聞きしたいのですけれども、私が思うのは、今までのような状態が続けば、この資金繰り状態が続けば、多少毎年数億円の資金が浮いてくるということで、これを何年か充当していけば、これは前提は何もないという、今までどおりというようなことにしていけば、あえて借金しなくても、建設資金は手当てできるのではないかと私は思っていたのです。先ほど建設資金を借り入れると、やるのだというような話だったのでしょけれども、それはそういうのができるのだということなのか、やるのだということなのか。そうすると、やるとすれば幾ら低金利でも利息はかかるわけですから、それを超えるメリットというか、何かプラスな面があるのかどうか、その辺のことについてま

ず1点お聞きしたいと思うのです。

それと、ついでに、先ほど人の質問で説明を受けたこと、またわからないので再度何うのですけれども、16ページの児童措置費というところの子ども手当の過年度分の返還金というのですが、これが出てきたいきさつというか、その仕組みというか、これ追加なのでしょう。追加ということは、元があると見えるのですけれども、これどういう形になるのか、もうちょっと詳しく説明いただきたいと。

それと、これも先ほど質問があって説明を受けたのですけれども、理解しにくかったのでお聞きしたいのですけれども、これは15ページの障害者福祉費というところの、説明欄の一番下にある介護給付訓練等給付費というのか、これが1,800万円ほどのっているのですけれども、これについて、もう少し詳しい説明をわかりやすくしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 冒頭の庁舎建設の関係ですが、できるだけ借金をしないように、いわゆる頭金的なものは高めるようにという基本姿勢で指示をしております。したがって、検討委員会を通して、おおむねの規模がこれから本格的に、そこが集中的な論議になると思います。先ほど大まかに1万5,000平米とか、最大で5,000平米とか、そういったものを踏まえて、それから今までの論議の中で、建物についてどういう必要なスペースを盛り込むか、あるいは総体的に目指すべき庁舎、使いやすい庁舎あるいは今後の福祉的な面も考えて、そういった目指すべき庁舎とか、総論で論議をしていただいております、それを先ほど言ったスペースが、おおむねどういふふうに当てはめていくかということを含めながら、総体的な建設費がおぼろげながら出てくるだろうと。それを踏まえて、これからどの程度、例えば今村議員の話ではないですけれども、積み込むかということも含め、目安を設定していくという、まだ流動的な要素でございます。したがって、最悪でも、先ほど言うておりますように2分の1はもちろん確保したいと思いますし、メリットがあれば借りることもありますし、メリットがなければ、というのは単なる金利だけでなく、財政的に安定が可能であれば、できるだけ、例えば頭金を全額にしてもよろしいと思いますし、全額というのはちょっと無理かもしれませんが、そういった考え方で、単に金利のメリット、デメリットだけでなく、全体的に政治状況、財政状況を見ながら、危ない橋は渡らないとすれば、もちろん2分の1以内ぐらいの形で借りることもあるのかなとか、まだいろいろ流動的状況でありまして、細かい答弁については財政課長もできないと。私の答弁ぐらいであろうと推測しております。そういうことです。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 先ほどのご質問の中で、1点目の子ども手当支給事業の関係ですが、まず初めに、子ども手当国庫負担金過年度返還金2,765万2,000円の追加ということでございます。これは23年度の子どもの手当の国庫補助金の返還金です。この2,700万円という金額がなぜ発生したかという要因ですけれども、23年度の予算の編成時におきましては、国の閣議におきまして、3歳未満児につきましては月2万円支給し、ほかの児童につきましては1万3,000円というような閣議決定がされました。それを受けまして、その通知が県を経由しまして町に届きましたので、予算編成時には3歳未満児2万円ということで予算計上したわけでございます。その後、概算払いを4月に国庫補助の、国庫負担金の申請をいたしました。昨年10月から

特別措置法に基づきまして、金額がさらにまた変わりました、3歳未満児または第3子以降は月1万5,000円、3歳から小中学校につきましては月1万円と額が変更になりました。その変更になった金額で多少の減額が生じたわけですが、当初概算払いの国庫補助金負担金を請求しまして、12月ごろに毎年変更申請があるわけですが、昨年度につきましては12月に国庫負担金の変更申請がありませんでした。その関係で県に問い合わせたところ、還付が、返還が生じると。それは翌年度の予算計上で還付するしかないので、そういった形で返還してくださいというような説明があったわけでございます。それに基づきまして2,700万円という、ちょっと高額なのですが、返還が発生いたしました。子ども手当につきましては、そういったいきさつがございます。

それから、介護給付費の関係ですけれども、先ほど説明いたしました、23年度におきましては、介護給付費の中の生活介護、生活介護という給付がございまして、その生活介護というのは、知的の障害または心身の障害を持たれている方が日中、そういったサービスの施設に出向きまして、入浴または排せつ、食事の介護をしていただく。または、創作的活動または生産的な活動を提供する施設に出向きまして、そういったサービスを受けるということでございます。23年度におきまして、約25名程度のそういったサービスを受ける障害者の方がおったわけですが、24年度になりまして、30名、約5名ないし6名が、そういったサービスを受ける、認定されまして受けている障害者の方が発生いたしました。その1カ月につきまして経費が約20万円かかります。ですから、1人につきまして、1年間ですと約240万円の経費が必要になるという形になりますので、1,800万円というような追加の補正となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、子ども手当の返還というのは、昨年度分を、本当は昨年度もっと早くこれを措置すべきものが、ぐずぐずして遅れてしまって、それで今ごろにずれ込んできたということで発生したものなわけですね。ということは、23年度の当初に、23年度の10月の変更になる前に、その分が国から板倉町に、県を通してかどうか知らぬが、入ってきたわけだね。それを10月から変更になって、本当はその時点で返還すべきものを、その23年度中に処理しなくて、それが今ごろに出てきたということなわけですね。そういうことね。大体わかりました。

それで、では先ほどの庁舎の建設資金なのですが、先ほど町長が話されるように、何も財政運営というのは、いろんなやり方があって、もうきつきつでやるのもあるし、多少余裕を持ってやるのもあるし、これは企業だって自治体だって同じだと思うのです。ただ、今は超金融緩和の状態、しかも何かまたまた、もっと緩和しろとって、もう金があり余ってだぶついていて、どうにもならぬような状況で、もう国債だって0.7%なんてなってしまって、何かどんどんただになってしまって、最近の過激な意見では何かあれですか、預貯金に税金をかけるなんていう話も出ているぐらいの超金融緩和状態ですから、その時代が過去の時代とは違いますから、余り資金繰りに関しては、前ほど慎重に構える必要はないのかなと思うのです。

先ほども言われたように、幾ら低金利と言いながらも、借りれば利息はかかるわけですから、できれば資金繰りが可能であれば、できるだけ手持ちの資金を充当して、それでいよいよ何かあったときに足りなかったら、こういう状況だから、容易に借りやすいのではないかという状況にあるわけですから、それはいろいろ考え方ですけれども、手持ちのお金を持ちながら、借金もして、気分的に安心しながら財政運営するとい

うのも一つのそれは考え方ですし、できるだけ手持ちのお金を充当して、何かあったときには借りるという、その考え方、どちらか、2つが選択できるわけですが、できれば金額は多少利息が安くて負担が大したことないというのであれば、そっちだっていいのだというけれども、先ほど中里課長の話で、借りたほうは、それは言っていないですよ、メリットがあると。何か借りた金を使ったほうがメリットがあるのなら、何ですか、臨時財政対策債みたいに借りた金は後で地方交付税で負担してくれるのだよとかというのであれば、これは借りなくては損ですけども、そういうことはないのですね。それがないのであれば、できるだけそうしたほうがいいかなというのが要望なのですけれども、そういうことです。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 庁舎建設基金で、地方債、起債を起こす場合は、借り入れられる資金としては、多分地方公共団体金融機構とか、あとは財務省の公的な資金の借り入れは、たしか非常に制約が強くて難しかったなと記憶しています。したがって、いわゆる市中の金融機関からの、いわゆる借り入れになってくるかなと観測しておりまして、その辺についてはもう少し勉強させていただければと思いますが、どうしても公的な資金の借り入れ以外ですと、低金利の時代とはいえども、若干高目の金利になる可能性がありますので、まだ少し時間が今後もありますので、その辺は少し我々としても勉強、研究をさせていただければと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 公的資金の借り入れは、いろいろ厳しいのですか。いろいろな条件はつけられるけれども、実態はそうでもないのではないですか。貸すところはなくて困っていて、昔の郵便局ですか、あそこなんかだって金の使い道がなくて悲鳴上げている状態ですから、公的資金を借りるとするのは、私は逆かなと。むしろ強制的に使えと。借りて使えというぐらいな状況かなと思ったら、そうでもないのですか。

それと、先ほど今村議員から指摘があったように、基金というのは、町の基金ですよ。基金は目的資金で名目上はなっているけれども、先ほど今村さんが指摘したように、議会で議決すれば何にでも使えるわけで、これは便宜上、財政調整基金とか減債基金だとか、公共施設整備基金だとかというのは、これは便宜上つけているだけの名前で、1軒の家庭でいけば旦那さんの名義か奥さんの名義かとなっているようなもので、言ってみれば、これは実質的には一つのお金なもので、いざというときは何でも使えるわけでしょうから、できるだけこのお金を庁舎建設資金に充当して、起債を起こさない、借金しないという形で進めて、それは3年も5年もどうなるかわからないよと言われればそれまでですけども、一応前提を組むときは平穏な状態が続くということでみんな世の中は計画されるわけでしょうから、そんなときが生じた場合には、そのとき資金手当をするというような形で、先ほども言ったように、今は超金利の緩和状態で、低金利で、状況としては借りる側にとっては最高の条件のもとにあるわけですから、できるだけ自己資金とか手持ちの資金を充当するように使って計画していただければ。もうちょっと先の話なのでしょうけれども、その間に金が私は浮いてきてしまうのではないかなと思うのです。年数億円ずつ、ずっとここ10年間これやってきているわけですから、あと建物ができるころにはまだ何年か時間かかるわけですから、あえて借りる話ではなくて、手持ちの金でやっていくというような形で計画していただければと思うのですけれども。そういうことですから、要望だけです。町長、お答えいただければ。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 金利がただみたいだからどんどん借りて、貯金をうんとするというのだと思ったらそうではないわけですね。できるだけバランスを見ながら、先ほど申し上げたとおり、できれば私自身も無借金主義ですから、信じていただいて、決してまずいような方向には行かせないつもりで、バランスを見ながら、損得勘定も踏まえ、時の状況を的確に判断して対処してまいりたいと思います。多分全額までとはいかないと思います。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

市川初江さん。

○8番（市川初江さん） 8番、市川です。19ページ、1目の保健衛生総務費のところ、説明欄のところでございます。救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実の中で、邑楽館林医療事務組合の負担金というところで541万8,000円の減額になっておりますけれども、私ちょっと考えますと、医療を充実させるには、お金もかかるのではないかなと思うわけですが、どういういきさつで、この金額が減額になっているのかということをご説明願います。

それともう一点、3目の浄化槽エコ補助金ですが、先ほどどなたか質問して説明があったのですが、200万円の追加となつてございます。これには説明の中で、県の10万円の補助金がなくなるから、この200万円の追加があるというようなことの説明のように私聞いてしまったわけですが、それでよろしいのかどうかということなのです。ですから、私が考えるには、県の補助金がなくなったために200万円追加ということは、県の10万円補助金の負担を町がするという、そういうことかな、どうなのかと疑問ですが、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、1点目のご質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

19ページの保健衛生総務費544万2,000円の減額の説明ですが、これは厚生病院の負担金の減額でございます。この負担金の減額の理由としましては、ご承知のとおり、今厚生病院を改築しております。当初4月2日に入札を実施して工事に入るというような計画だったのですが……済みません、4月9日ですね、失礼しました。9日の入札が建築の工事関係が不調に終わりました。再度7月24日に建築部門だけを再入札を行っております。そこで、4カ月の空白といいますか、工事の延期が発生しました。その関係で、24年度の工事の計画がそれ以降にずれ込みました。その関係で、厚生病院の建築費の今年度分の町負担金の減額ということが理由として541万8,000円の今回減額させていただくことになっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） エコ補助金の追加につきましては逆でして、補助金が出るということで追加をさせていただくものでございます。ですから、4月から出ておったのですが、その補助金の追加分を補正で20基分、また県のほうから要請して出していただくための補正でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議案第46号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第46号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第46号の提案理由でございます。平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,642万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に21万円を追加するものでございます。

歳出については、総務費に21万円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

〔健康介護課長（小嶋 栄君）登壇〕

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第46号の平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の細部について説明させていただきます。

補正の概要につきましては、先ほど町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきます、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。歳入ですが、3款1項1目事務費繰入金の追加ですけれども、一般会計より受け入れるものでございます。

次に、7ページ、歳出ですが、1款2項1目徴収費21万円の追加でして、保険料徴収に係ります電算の委託料の追加をするものでございます。

説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議案第47号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第47号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続きまして、議案第47号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,219万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2,780万円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に35万円を、繰越金に2,184万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に35万円を、保険給付費に1,992万円を、介護納付金に190万7,000円を、諸支出金に1万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

細部につきましては、同じく担当課長から説明をいたさせます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

〔健康介護課長（小嶋 栄君）登壇〕

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、続きまして議案第47号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の細部につきまして説明させていただきます。

先ほどと同様に今般の補正の概要につきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入ですが、9款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員の人件費、臨時職員経費の財源として一般会計より受け入れるものでございます。

次に、10款1項2目その他繰越金ですが、歳出の保険給付費等の財源としまして、前年度繰越金を計上するものでございます。

次に、7ページ、歳出ですが、1款1項1目一般管理費35万円につきましては、職員の人件費、臨時職員の経費についての補正でございます。

次に、2款1項2目退職被保険者療養給付費1,274万円の追加、それと次のページ、8ページになりますが、2款2項2目退職被保険者等高額療養費718万円の追加につきましては、11月末現在の実績から年度末までの給付費を推計し、不足分を追加するものでございます。

次の7款1項1目介護納付金190万7,000円の追加ですが、これは平成24年度の介護納付金の確定により不足分を追加するものでございます。

最後に、9ページになりますけれども、12款1項3目一般被保険者償還金の追加ですが、これは平成23年度の高齢者医療制度円滑運営事業国庫負担金の精算によります返還金を追加するものでございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今回の説明で歳出のほうなのですけれども、退職者の医療給付費が1,200万円ほど増えたというのは、半年間で医療費が増えたので、この見込みでいくと予算をオーバーしそうだということで補正を組んだのか、それとも退職者の人数が増えたのが原因なのか。その中身がですよ、退職者の人数が増えたのか、それとも予想外に1人当たりの医療費が増えているのか、その辺のことがあってのことなのか、中身を少し詳しく説明いただきたいのですけれども。

それと、念のために、この退職者と、いつも説明を受けているのに頭に残っていないのだけれども、何人ぐらいいるのか、その対象者が。教えていただきたい。

それと、介護納付金の補正額なのですけれども、今の説明ですと23年度の確定による精算金だか、精算金ではないよ、これね。精算をするのではないでしょう。納付金が、確定による納付金だということなのですが、これをもうちょっと詳しく説明いただきたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、3点ばかりのご質問ですが、退職者医療、退職被保険者、この保険給付費の対象者ですが、24年の10月末でございますが、375人という人数でございます。これは平成22年度が同じ10月で358人、昨年度、23年度の10月末で400人ということでございますので、さほど退職者の人数的には増えていないと。同数だということでございます。

それと、実際に今回の退職者医療給付費の補正の理由ですが、平成23年度の決算額が1億311万円なのです。現在24年度、今年度ですが、月平均928万7,000円の支出がございまして、今後3月末まで推計しますと不足するというような見込みの上で今回の補正を組ませていただきました。ただし、これからの伸びのぐあいによっては、3月補正もあり得るといようなこともあります。

それと、介護納付金の関係でございますが、これは国保特会から介護保険制度のほうに負担をします40歳から65歳までの第2号被保険者の分ということでございまして、実は予算を編成する段階、昨年12月ですか、支払基金のほうから24年度の概算額が出ます。今般その概算額が、今年度分が正式に支払基金のほうから通知がありまして、1億3,452万2,374円と平成24年度の介護納付金が決まりました。これもあくまで概算でありまして、正式には平成26年度に再度精算をするというような制度となっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、退職者の療養給付費は、予算の見積もりが甘かったということで、補正を組んだという、理由はそういうことですね。わかりました。

それと、介護納付金は……まあ、いいや、わからないから、聞いても。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第48号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第15、議案第48号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第48号であります。平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,370万円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金から793万3,000円を減額し、前年度繰越金に1,076万8,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費に33万9,000円を追加し、水質浄化センター費に249万6,000円を追加するものであります。

細部につきましては、同じく担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第48号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど町長から提案説明のありましたとおり、歳入につきましては一般会計繰入金金の減額と、前年度繰越金の追加でございます。

歳出につきましては、下水道の総務費と水質浄化センター費を追加するものでございます。具体的には、6ページをお願いいたします。一般会計の繰入金793万3,000円の減額の理由でございますけれども、これにつきましては23年度の決算に伴いまして、繰越金が増加したため、一般会計からの繰り入れ金額を減額するためのものでございます。繰越金についても、当初既定額より決算では増加したため、1,076万8,000円を追加補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございますが、1目の下水道総務費33万9,000円の追加の補正理由につきましては、職員の異動による人件費の追加と公用車の修理代、保険料等の不足分を追加補正するものでございます。

4目の水質浄化センター費249万6,000円につきましては、東京電力からの電気料金の値上げに伴う追加分が主な補正理由でございます。

よろしくご審議、ご決定されますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今の水質浄化センターの追加の支出ですけれども、電気料が上がったということで、250万円追加なのですけれども、これは元金というのか、当初の予算で見込んでいた電気料というのはどのくらいこれはかかっているのですか。いろいろ今まで幾つもあるのだけれども、できればこれ、今後のことですけれども、お願いするとき、追加といっても減額といっても、元の数字がわかると非常に比較しやすいのだよね。1億円の中に250万円追加されたのか、500万円の中に250万円追加されたのかによっては全然比率が違うわけですから、事務方としては面倒くさいでしょうけれども、できれば全部ではなくてもいいから、そういうのをちょっとつけ加えてみると、ああ、250万円というのは大変な追加なのだとか、大した追加ではないのだなという、そういうのが聞かなくてもわかりやすいのですけれども、できればそういうのを今後そういう形で、聞かれなくても済むように出していただくと本当はいいかなと思うのです。これはお願いですけれども、とりあえず電気料の当初の予算について伺います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 当初につきましては615万円でございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 615万円のがプラス250万円になるわけ。そうすると865万円ぐらいになってしまうわけですか。結局下水道事業だから、これは事業用になってしまうわけね。事業用ということで。役場の全体の電気料金なんていうのは、そういうふう交渉して値上げ受けているのですか、もう。全体の。役場なんかどういう対象になっているのだろうね。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 10月からかなり金額的に上がるということで、特に燃料調整費、この部分が高騰の理由なのですが、これでいきますと年間見込みが845万円ぐらい見込んでございます。月で計算しますと、約70万円ぐらいの1カ月の電気料金がかかるというような見込みで追加を補正するものでございます。ですから、来年の3月までで、先ほど申し上げました250万円が不足するだろうというような予測で追加をするものでございます。

以上でございます。

[「250万は半年分でしょう」と言う人あり]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 半年分でございます。

[「年間にしたら500万になっちゃうわけだよ」と言う人あり]

○環境水道課長（鈴木 渡君） はい、そうです。

[「元が600万円ぐらいだとすると倍ぐらいになっちゃう」と言う人あり]

○環境水道課長（鈴木 渡君） そうですね。いずれにしても、月70万円ぐらい今後はかかっていくというようなことで補正をするものでございます。

○9番（青木秀夫君） 何か浄化センターだけ特別値上げされているということないよね。調べておいてください。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 町の全体の電気料の関係については、冒頭財政課長が全体申し上げましたけれども、具体的には、いわゆる50ワット以上の町の施設、役場庁舎も含めて13施設あるわけですが、それについては実数で13.4%という数字使っていて、それぐらい増えているという状況です。そのほかにも、もう少し小さい施設ですね、それが施設といいますか、46契約が結んであります。それについては、9月1日よりやはり値上げになっていると。これについては一般の家庭でも値上げになっていますから、ご承知のとおりだと思いますけれども、8.46%値上げになっているということです。それらとあわせて、常々燃料費が変動していますので、それによってはさらに値上げが大きくなると、そんな状況で、なかなか光熱費、特に電気料についてはここ見通しが厳しい状況になっていると。自分たちでなかなか、これぐらいだろうという見通しが大きくずれることもあるということでご理解をいただければと思います。よろしく願います。失礼しました。50キロワットですね。50キロワット以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第48号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
時間が12時過ぎておりますが、引き続き続行いたします。

○議案第49号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、議案第49号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第49号であります。平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算は、収益的収入及び支出につきまして、第1項営業費用、既決予定額3億793万1,000円から78万2,000円を減額し、第2項営業外費用、既決予定額2,432万5,000円に8万4,000円を追加して補正するものでございます。

また、予算第9条に定める職員給与費1,472万円を1,569万円に改めるものでございます。

細部につきましては、同じく担当課長より説明申し上げます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第49号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、11ページの補正予算（第2号）予算明細書で説明をさせていただきたいと思っております。まず、1つ目が老朽化した施設や本管等の修繕費用の増額でございます。2つ目が東京電力の電気料金の改定に伴う浄水場の動力費の増額でございます。それと3つ目は、4月の人事異動による人件費の増額でございます。4つ目につきましては、群馬東部水道広域化基本計画構想策定業務の開始によりまして、当町が実施予定でありました基本計画策定業務の廃止による費用の減額が主な内容でございます。

具体的には、第1項営業費用の1目原水及び浄水費につきましては、修繕費へ130万円、動力費へ500万円を追加補正するものでございます。

2目配水及び給水費につきましては、修繕費へ200万円を追加補正するものでございます。

4目総係費については、給料へ53万3,000円、手当へ24万6,000円、法定福利費へ19万8,000円それぞれ追

加しまして、委託料から1,005万9,000円を減額し、補正するものでございます。

第2項営業外費用、3目の消費税につきましては、営業費用の減額によりまして消費税が増額となり、8万4,000円追加し、補正するものでございます。

よろしくご審議、ご決定されますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 0時15分）